

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

新規入所者へ「チューター活動」

現場に慣れるまで先輩が指導

東芝プラントシステム

特集Ⅱ

12次防の重点業種をパト

厚労省 全国安全週間中に「引き締め」

ニュース

足場の特別教育で助成金

厚労省 事業主が行う場合は9割

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2238

2015

7/15



特別加入者が長時間労働で脳内出血に

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮城会
FP&SR オフィスONE

所長 中島 文之

第199回

■ 災害のあらまし ■

内装工事会社Uは、屋内の間仕切り工事やブラインドの取り付け工事を主な受注業務としている。特にブラインド工事については、大手業者の商品の施工工事を請け負う県内唯一の業者で、その営業範囲は県内全域から他県まで広範囲に及ぶ。

Uの代表取締役Iは、雇用している労働者らとともに現場での作業に当たることが多かったため、第一種特別加入被保険者（中小事業主）として労災保険に加入していた。

3月初旬のある日。Iは午前6時30分から出社し、労働者と一緒に資材ブラインドの積み込み作業に従事した後、その足で作業現場に向かった。現地に到着して資材の荷降ろし作業に取り掛かったところ、Iは突然その場に倒れ込んだ。

すぐさま病院に運ばれ、医師の診察を受けたところ、脳内出血を発症していると診断された。その後半年間にわたって入院し、リハビリによる運動機能の回復に努めたものの、左半身に就労不可能ほどの麻痺が残ることになった。

本件疾病の発症直前、Iは早朝から夜間の長時間労働が常態化していた。直近6カ月間の現場での作業時間は、平均して法定労働時間を80時間以上も超過していた。特に発症直前1カ月当たりの法定時間外労働は、140時間を超えるほどの極めて過重なものだった。また休日は、発症直前の6カ月間で、6日間の正月休みを含む8日分しかとれなかった。なお、Iは痩せ型の体形だが、特に持病などは抱えていない。

■ 判断 ■

脳内出血の発症と長時間労働との因果関係が認められ、本件疾病は業務上と認定さ

れた。Iの障害等級は2級と判定され、障害補償年金などの支給を受けることとなった。

■ 解説 ■

労災保険は労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としているため、原則として中小企業の事業主や一人親方などは同制度の対象とはならない。しかし、それらの中でも、業務の実情や災害の発生状況に照らして、実質的に労働基準法上の「労働者」に準じて保護するにふさわしい者には、労災保険の給付を受ける術が設けられている。それが特別加入制度である。

特別加入したからといって、その者のあらゆる業務や作業が労災保険の給付の対象となるわけではない。特別加入の申請時に設定した、業務内容と所定労働時間の範囲で補償されるのが原則である。

所定労働時間外に行う業務が原因の災害については、基本的に給付の対象とはならない。もっとも、所定時間外労働による業務災害がすべて補償の対象外というわけではなく、「労働者の時間外労働に応じて就業する場合」や「就業時間（時間外労働を含む）に接続して行われる準備・後始末の業務を特別加入者のみで行う場合」であれば、「業務上」との認定を受けることも可能となっている。

本事例において、脳内出血を発症するまでの直近6カ月間に特別加入者Iが業務に従事していた時間は、かなりの長時間だった。月平均の時間外労働は、労働者とともに現場での作業に従事していた時間だけでも80時間を超え、Iが一人で業務に従事していた時間を加えると130時間を超えるほどである。

脳内出血をはじめとする脳血管疾患の発



症と、長時間労働との因果関係の有無は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷によるものを除く）の認定基準について」（平成13年12月12日基発第1063号）に従って判断される。同基準によれば、「発症前1カ月間におおむね100時間」または「発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって、1カ月当たりおおむね80時間」を超える時間外労働（1週当たり40時間を超えた労働）が認められる場合には、「著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務」に就いていたとみなされ、業務と発症との関連が強いと評価される。また休日のない連続勤務が長く続いていた場合には、さらに関連性が強く評価される。

このため、本事例では、特別加入者Iの長時間にわたる就業と脳内出血の発症との間に因果関係が認められた。また、Iの所定時間外の業務についても、労災保険の補償の範囲内であると認定している。しかし、特別加入者の業務上外の認定については、一般的な認識と異なる結論が出されることも少なくない。特別加入が認められたからといって労災保険による給付を過信したりせず、日頃から健康管理に留意するのが望ましいといえる。